

有田川町地域防災計画 令和6年度改定の概要

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき有田川町防災会議が作成する計画であり、今後の有田川町における防災対策の指針となるものです。

近年、相次ぐ大災害（特にR6能登半島地震）を経て、国や県の対策見直しや関係法律の改正等、また本町における防災対策の推進の現状等を踏まえ、本町地域防災計画も再度見直しを行う必要があります。

今回見直した主な内容について、以下に示します。

第1編

各種名称等を現時点のものに更新を行いました。

第2編

各種数値や名称等を現時点のものに更新を行いました。

能登半島地震を踏まえ、災害に備えた道路ネットワークの構築に関する記載を行いました。

第3編

各種数値や名称等を現時点のものに更新を行いました。

風水害時における職員体制について、気象庁から発表される線状降水帯に関する情報に対応できるよう警戒体制および配備体制に記載を追加しました。

令和5年3月9日より気象警報等の発表区域が分割となったことを踏まえ、その旨の記載を行いました。

能登半島地震を踏まえ、避難所の環境改善に関する記述をより詳細に行い、またペットの同行避難について、避難所外の避難者への配慮について、広域的な避難についての記述を行いました。

第4編

各種数値や名称等を現時点のものに更新を行いました。

能登半島地震を踏まえ、避難所の環境改善に関する記述をより詳細に行い、またペットの同行避難について、避難所外の避難者への配慮について、広域的な避難についての記述を行いました。

資料編

各種名称、データの更新等を行いました。